

旧警戒区域（帰還困難区域）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機具等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（50年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せずに取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から400万円余り増額して約547万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 財物損害（但し、申立人が平成23年3月11日時点で別紙記載の店舗内で保有していた同別紙記載の営業用資産にかかる損害に限る。）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として金5,466,907円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月12日

（仲介委員 齋藤祐一）

1. 店舗

(住所) ○○

(屋号) ○○

2. 営業用資産

- ・食器洗浄機
- ・食器消毒保管庫 (2台)
- ・食器消毒保管庫用食器カゴ
- ・ステンレス・洗浄用水槽
- ・ガスレンジ
- ・ガス赤外線グリラー (2台)
- ・業務用フライヤー
- ・業務用冷凍ストッカー
- ・ステンレス流し台 (2台)
- ・特注寸胴鍋
- ・業務用電子ジャー
- ・ステンレス料理鍋 (3個)
- ・ステンレス寸胴鍋 (食缶20個)
- ・ステンレス作業台 (7台)
- ・コンテナ (40個)
- ・ステンレス引出付作業台 (4台)
- ・ワゴン台車 (2台)
- ・特注弁当箱 (50個)
- ・ガス給湯器 (2機)
- ・特注風洞 (3台)
- ・業務用換気扇 (3台)
- ・冷蔵庫
- ・ソバザル (10個)
- ・まな板 (3枚)
- ・ゴミ残飯入れ (3個)
- ・包丁 (6丁)
- ・ガス炊飯器 (本体3個)
- ・ガス炊飯器 (釜8個)
- ・日替弁当箱 (主食)
- ・日替弁当箱 (副食)
- ・電話機 (ファックス付)
- ・汁椀 (600個)
- ・○○用使い捨て紙パック弁当箱 (600枚)
- ・割り箸 (6000本)
- ・汁杓子 (約50本)